

令和7年度 病虫害防除情報

令和7年5月16日
発表：福島県病虫害防除所

**周年栽培施設でトマトキバガによる果実・葉の食害が確認されています！
早期発見・早期防除により、地域内でのまん延を防ぎましょう。**

- 1 対象作物：トマト、ミニトマト
- 2 害虫名：トマトキバガ

【発生状況】

浜通り地方の周年トマト、ミニトマト栽培施設ほ場2か所において、令和7年3月にトマトキバガ成虫の発生が確認された（写真1）。また、いずれのほ場でも葉の食害が確認されており、うち1ほ場では果実の食害も発生している（写真2、3）。

また、中通り地方では、横浜植物防疫所のフェロモントラップ調査でも、令和7年4月25日にトマトキバガの成虫が確認されている。会津地方では、5月12日現在における誘殺は確認されていない。

【防除対策】

- （1）ほ場内をよく観察し、幼虫は見つけ次第捕殺する（写真4）。
- （2）冬春トマト栽培地域では、被害葉や被害果を施設内に放置せずにビニール袋などに入れ、一定期間密閉（蒸し込み）し、寄生した成幼虫を完全に死滅させるか、土中に深く埋設する等の方法で適切に処分する。
- （3）夏秋トマト栽培地域では、育苗中の苗に幼虫による食害痕が無いかわよく観察する。特に生長点付近を食害された場合、生長点が枯死することもあるため注意する。食害が確認された場合は、直ちに薬剤の茎葉散布を行い、定植時には粒剤の株元散布又はかん注剤により防除を行う。栽培ハウスの開口部全てに防虫ネット（目合い0.8mm以下）を隙間が無いように設置し、成虫の侵入を防ぐ。
- （4）トマトキバガの薬剤散布に当たっては、最新の農薬登録情報を確認し、薬剤抵抗性の発達を防ぐため、系統が異なる薬剤のローテーション散布を行う（農林水産省「農薬登録情報システム」<https://pesticide.maff.go.jp/>）。
- （5）発生が疑われる場合は、病虫害防除所、又は最寄りの農林事務所（農業振興普及部・農業普及所）に速やかに連絡する。



写真1 トマト葉に寄生するトマトキバガ成虫(体長5～7mm)



写真2 トマトキバガ幼虫による葉の食害痕

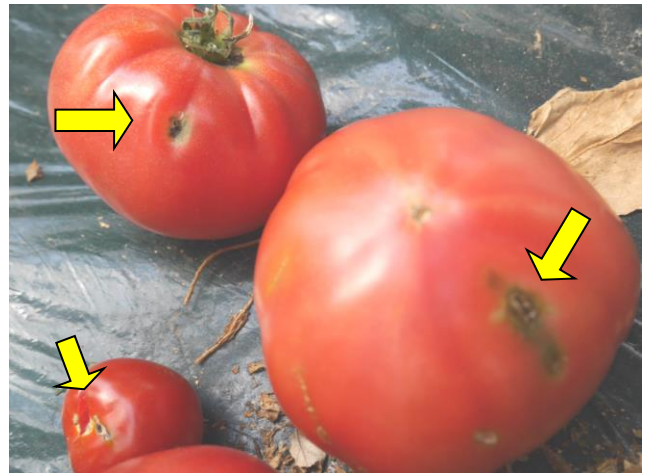


写真3 トマトキバガ幼虫による被害果実



写真4 トマトキバガ幼虫（体長約5～8mm）

●情報内容への質問や要望は、福島県農業総合センター安全農業推進部発生予察課（病虫害防除所）まで御連絡ください。

TEL 024-958-1709 FAX 024-958-1727